

受験対象者（受験資格）

受験対象者は、下の表の区分「ア」または「イ」のいずれかに該当、もしくはいずれにも該当し、必要な実務経験を満たす方のみとなります。さらに、長崎県で受験する方は、「受験地の基準」を満たすことも必要です。

区分	受験対象者		必要な実務経験期間
ア	国家資格等	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士 ※注1	区分「ア」または「イ」を <u>通算した実務経験年数が5年以上</u> 、かつ、当該業務に従事した日数が <u>900日以上</u> ※注 2,3,4,5
イ	「別記」に掲げる相談援助業務に従事する者		

※注1 区分「ア」に該当する資格を持つ者の当該業務に従事した期間は、当該免許・資格の「登録日以降」の期間であること、かつ、その資格に基づいた業務に従事した期間であること。

※注2 「当該業務に従事した日数が900日以上」とは、実際に資格に基づく業務に従事した日数のことであり、休日・休暇・産休・育休・休職・出張・研修などは除いた日数になります。

※注3 区分「ア」に該当する資格を有していても、要援助者等に対する直接的な援助ではない研究業務を行っているような期間は実務経験に含まれません。
(要援助者等に対する直接的な援助が必要です)

※注4 試験日の前日（令和8年10月10日）までに実務経験期間を満たしていること。

※注5 実務経験期間の日数は、1日の勤務時間が短くても1日とみなします。（勤務形態は問いません）